

## 令和8年度の国保税について

令和8年1月15日に確定係数による国保事業費納付金が通知された結果、前回の常任委員会でお示した仮係数による納付金額から大幅な変動がなかったため、医療分、後期分、介護分の税率は据え置きとし、新たに子ども分を北海道内統一の税率で追加します。

### (1) 国保事業費納付金の試算結果

区分	納付金額	仮係数 【R7.11.14通知】	確定係数 【R8.1.15通知】	対 比
		令和8年度 予算要求内示額	納付金確定額	
医療分		1,130,768,000 円	1,126,711,000 円	-4,057,000 円
後期分		303,900,000 円	302,444,000 円	-1,456,000 円
介護分		86,903,000 円	87,030,000 円	127,000 円
子ども分		29,902,000 円	33,076,000 円	3,174,000 円
合計		1,551,473,000 円	1,549,261,000 円	-2,212,000 円

### (2) 令和8年度 国民健康保険税率(道内標準税率と本市税率)

		仮係数 (市町村算定方式)	確定係数 (市町村算定方式)	令和8年度 本市税率
医療分	所得割	9.15%	9.21%	9.38%
	均等割	28,547 円	28,900 円	26,800 円
	平等割	26,766 円	27,000 円	25,900 円
後期分	所得割	2.60%	2.58%	2.95%
	均等割	8,264 円	8,300 円	8,600 円
	平等割	7,550 円	7,600 円	8,100 円
介護分	所得割	2.15%	2.16%	2.35%
	均等割	8,841 円	8,900 円	9,100 円
	平等割	5,447 円	5,500 円	5,600 円
子ども分	所得割	—	0.29%	0.29%
	均等割	—	1,100 円	1,100 円
	平等割	—	1,000 円	1,000 円

※子ども分の均等割額は18歳未満の子どもには賦課されません(軽減扱い)

※子ども分の均等割額の内訳:均等割額1,000円、18歳以上被保険者均等割額100円

### (3) 賦課限度額の引き上げ

医療分と後期高齢者支援分の賦課限度額は、令和7年3月31日に改正された地方税法施行令にて定められた法定課税限度額に合わせ、引き上げとなります。

また、令和8年度から追加された「子ども・子育て支援分」の賦課限度額は、厚生労働省より3万円とすることが示されました。

対象区分	現行	改正後
医療分	65万円	66万円
後期分	24万円	26万円
子ども分	—	3万円

### (4) 法定軽減基準額の改正

均等割と平等割の軽減措置について、国の定める基準に合わせて改正となります。

軽減判定所得	現行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額43万円 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減基準額	基礎控除額43万円+30万5千円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)	基礎控除額43万円+31万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額43万円+56万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)	基礎控除額43万円+57万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)

### (5) 参考【令和8年度 年間保険税額】

※単身世帯で給与収入のみの場合(介護分の課税は40歳～64歳)

給与収入	軽減割合	医療分	後期分	介護分	小計	子ども分	合計
980,000 円	7割	15,800 円	5,000 円	4,400 円	25,200 円	600 円	25,800 円
1,380,000 円	5割	54,400 円	17,200 円	14,400 円	86,000 円	1,900 円	87,900 円
1,640,000 円	2割	94,600 円	29,800 円	24,900 円	149,300 円	3,300 円	152,600 円
2,000,000 円	軽減なし	136,100 円	42,900 円	35,600 円	214,600 円	4,600 円	219,200 円